

平成 21 年度介護従事者処遇状況等調査（案）（介護老人福祉施設票）について

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

本設問の大きな課題は…これだけでは給与的な処遇改善状況は把握できない

単月の比較において、収入の増加額は平均的に把握できるかもしれないが、支出面における人件費の増加及び収入対比についての把握には問題がある。

特に今回の介護報酬改定においては、加算体系で増収が図れることとなったために、収入増については不確定要素が強い。そのため、各事業所においては、収入の増加状況を見ながら一時金（賞与等）で、給与等の処遇改善を図ろうとの意識が働くことから、9月分のみと比較では、各事業所の給与等の改善実態が極端に少なくなる恐れがある。

したがって、賞与等の一時金の変化も調査し加味しなければ、金銭的な処遇改善の実態把握はできないものとする。

今回の介護報酬改定においても、給与等の引上げを行わなかった（今後も行わない）施設の状況についても、その理由は問うべきではないか。

例えば、収支が赤字で給与アップができない施設や平成19年度に給与等をすでに引上げた（今回の分程度は）施設も考えられる。引上げを行わない施設の理由もかなり重要である。（給与水準は、各法人ごとにかかなりのバラツキがあり、一律に低い訳ではない。）

個々の設問に対する課題・疑問点

問 2	(2) 給与等の引き上げ
	5 「勤務時間を要件として引き上げ」…説明が不十分 ・ 勤務時間を長くすることで、基本給等を引き上げるのか。 ・ 勤務時間を短縮し、基本給等は変えないが、実質の勤務時間単価の引き上げをもって給与等の引き上げと見なすのか。 6 「管理職について引き上げ（ユニットリーダーを除く）」 ・ 「管理職」とは、いわゆる主任クラス（超過勤務手当の対象者）も入れるのか。それとも施設長・次長クラスの現場責任者（超過勤務の支給対象外の者）に限定するのか。 その他 「勤務成績による引き上げ」は想定していないのか。
	(3) 各種手当で引き上げ、新設 各種手当での引き上げ・新設については、固定的な手当と変動的な手当を区分して考えるべきである。 (例) 固定的な手当 1. 資格手当 2. 職務手当（業務、役付手当等） 変動的な手当 1. 時間外手当（通常、早朝・深夜、休日） 2. 夜勤手当

	<p>3. 家族（扶養）手当 4. 通勤手当（通勤・交通費等） 5. 住居手当 6. その他（ ）</p> <p>3. 宿直手当 4. 賞与等一時金 5. その他（ ）</p>
問3	<p>設問の「対応状況」とは、“取り組み”か、“実績”か。 (例)「A 職員の増員（派遣を含む）による業務負担の軽減」のために求人をしているが、採用ができていない場合は、「実施している」と回答でよいか。</p> <p>処遇全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「(B) 労働時間（夜勤を含む）、労働日の適正化」は、「適正化」ではなく「短縮」と表現すべきではないか。 <p>(例) 所定労働時間（労働日）の短縮や夜勤回数の減少（適正化）</p> <p>職場環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「(N) 出産・子育て支援の強化」は、介護休業も「出産・子育て」と同様の趣旨であり、「家族等の介護」を加えてはどうか。
問4	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)～(3)は(4)から主たる事業の状況を推計するための設問と思われるが、収支差率、人件費割合は事業により異なり、この設問で事業の状況を把握するのは困難ではないか。 ・ 9月1か月の事業活動収支の比較では、「給与の引き上げ」ではなく「一時金の支給」で処遇改善に取り組んだ場合、前年比で事業収入はUPし、人件費は変わらずという結果も想定される。 <p>(2)「介護収入」の用語説明が必要。 「指導指針」では 「介護福祉施設介護料収入、居宅介護料収入」は、介護保険収入で当然入るであろうが、利用者等利用料収入（食費・居住費、その他の利用料等）について含めるのかが不明である。</p> <p>(4) 収支状況（H20.9とH21.9の比較…指導指針と会計基準の扱いは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一敷地内の介護保険サービス全体を含める考え方となっているが、この設問の収支状況を把握するのであれば、会計単位ごとの状況で良いのではないか。 ・ 例えば、同一敷地内に、介護老人福祉施設と老人保健施設が設置されている場合でも、会計はそれぞれに属する付帯の介護保険事業を区別して別会計となっている。 ・ そのため、収入状況や支出状況を把握するには、会計単位でデータを出す方が、記載側としても把握しやすく、また間違いも起こりにくい。 ・ なお、会計的には介護老人福祉施設関連の場合には、「指導指針」および「会計基準」のいずれかで会計処理されている為、例えば「事業活動収入」であっても、寄付金収入、雑収入、借金入元金償還補助収入等の扱いが異なっており、それをどう扱うかの検討が必要である。

	<p>給与総額の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与総額について、会計的に法定福利費を含む人件費支出を指すのか、それとも支給される給与・手当の総額を指すのか不明である。 ・ 事務処理上からいえば、法定福利費は当然人件費と見なすべきであることより、人件費支出をもって記載すべきと考えるが、「退職金」の扱いについては、総額から除くべきと考える。 <p>引当金繰入及び引当金戻入（会計基準）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賞与引当金の例を取ると、会計基準と指導指針では処理方法が異なり、賞与支給月において、職員諸手当（賞与）額が、異なることとなる。（指導指針では、引当金戻入を計上せず、賞与引当金分が、職員に直接賞与として、会計処理される。そのため、引当金の戻入及び引当を双方控除すると、会計基準では収入及び支出の控除となるが、指導指針では支出科目のみの控除となる。9月は通常の賞与支給月ではないが、処理方法としては、検討が必要である。 <p>収支状況の調査票の金額欄について、現状では8桁（千万単位）となっているが、複合的で基本となる施設定員が大ききところでは、9桁（億単位）が必要なところも想定される。</p>
問6	<p>現状、介護職員処遇改善交付金の詳細が示されておらず、特に以下の問に関しては、処遇改善交付金の使途に該当するかどうか不明である。</p> <p>(2) 交付金申請について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「介護職員処遇改善交付金を申請するために行った」と「平成21年9月時点で」の関係が不明瞭。9月までの支給分も交付金で処理して良いか。
問7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員配置の強化による加算算定の状況についての設問であると思われるが、看護師・看護職員の増員を図っている施設もあり「看護体制加算Ⅰ・Ⅱ」も入れるべきではないか。
問9	<p>H20.9とH21.9の延べ利用者について、</p> <p>利用者の定義（国保連請求額の基となっているが）において、外泊・入院者の扱いについて定義付けが必要である。（外泊時費用算入者と費用の算定ができないが、9月中において、外泊や入院中の者の日数について）</p>
問10	<p>職員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣職員を除く比較となっているが、少なくとも介護職員と看護職員については、派遣職員の状況を把握すべきである。（特に、介護職員については、人材確保が依然として難しく、派遣職員に頼らざるを得ない地域もあり、介護職員が退職した場合に派遣職員で補充しているケースが多いと思われる。 ・ また、派遣職員を除くとされているのは、支出が給与費でないことが理由と思われるが、派遣職員の利用により職員の負担軽減を図っていることも考えられることから、各職の派遣職員数についても数の比較として問うべきではないか。 ・ 介護支援専門員及び機能訓練指導員の常勤換算数について、施設の介護支援専門員及び機能訓練指導員（加算を請求しない場合）については、兼務が認められており、例えば介護職員が施設の介護支援専門員を兼ねる場合には、介護職員においても常勤換算1名分、介護支援専門員でも常勤換算1人分のいわゆるダブルカウントが可能となっている。そのた

	<p>めに、この状況調査においても、これらの記載方法について説明が必要である。</p>
従事者票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤続年数の計算において、年単位であれば端数処理方法の明示が必要。(切り捨て?) ・ 労働時間・労働日数について、各事業所における当該年月の所定労働時間の把握が必要ではないか。また、夜勤回数の差・時間外勤務・休暇の取得等の個別の事情により時間数・日数の増減が考えられ、前年度との単純比較は困難
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決まって支給する給与 手当については、問2 (3)と同様に、固定的な手当と変動的な手当については、分けて比較する必要があるのではないか。特に夜勤手当や時間外手当は、単価でアップしていても当該月の勤務状況 (夜勤回数や時間外勤務時間数) によって、平成21年度に、処遇改善の為に単価アップ等を行っていても回数や時間で減少している場合には、個人的には給与総額では減少している場合も想定される。

平成21年度介護従事者処遇状況等調査(案)についての意見

社団法人全国老人保健施設協会

1. サンプルングについて(参考資料1)

20年度「介護事業経営実態調査」のサンプルングにおいても地域区分や開設年度等にバラツキ(偏り)がみられた。

今回の調査においては、どのようなサンプルングが想定されているのか。

また、今回の調査における従事者票の対象者のサンプルングの具体的手法が不明確である。

2. 地域区分について(参考資料2)

現行の地域区分は、人事院における国家公務員の調整給の取扱いに準じたものである。現在の地域特性を必ずしも反映していないものと思われ、昨年介護給付費分科会においても再検討の課題とされたものである。地域区分を見直すための調査や議論は担保されるのか。

3. 介護保険サービス事業における収支の実態の把握について(参考資料3・4・5)

「介護事業経営実態調査」においても課税法人と非課税法人との格差、有利子負債の有無、補助金の多寡等による格差が反映されているとはいえないデータであった。

介護給付費分科会の今後の課題としても「介護事業経営実態調査」の見直しを取り上げられたところである。

今回の「介護従事者処遇状況等調査」において、各事業所の経営実態については、事業活動収支のみの調査では不十分と推察されるが、経営体力に基づく処遇改善の格差についてはどう担保されるのか。

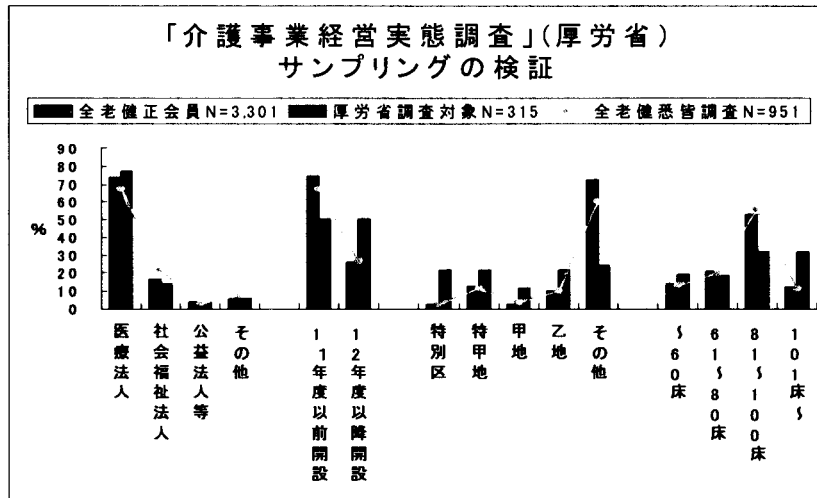
4. 介護職員処遇改善交付金について(参考資料6)

介護職員処遇改善交付金については、「月額1.5万円の引き上げ」と報道されているが、その根拠、及び、具体的運用についての留意点を示して欲しい。

「交付金」を介護職員の処遇改善を目的として賃金として上乘せする場合、労基法37条4項および施行規則21条の規定する時間外単価の算定基礎に含まれるとすれば、その増額に応じた対応が必要である。

介護保険サービス事業体の正確な経営実態の把握を行ったうえでの適正な「交付金」の運用を要望する。

参考資料1



厚労省の「介護事業経営実態調査」は全ての老健施設に対する1/10抽出、20年3月の月次決算に基づく調査。回答数は未発表、有効回答数は208 調査対象に対する有効回答率は66.0% 全ての老健施設数に対する有効回答率は5.9%

全老健の「平成20年介護老人保健施設の現状と地域特性等に関する調査」は全老健正会員施設3,301施設に対する19年度決算に基づく悉皆調査 回答数は1,064、有効回答数は951、回答数に対する有効回答率は89.4% 全老健正会員数に対する回答率は32.2%、有効回答率は28.8%であった

参考資料2

平成19年度 地域区分別にみる損益状況

【地域区分別】 厚労省による「介護事業経営実態調査」

	全体	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
回答数	208	36	34	26	47	65
平均定床数	92.4	101.8	100.1	95.3	96.1	90.1
経常損益	7.3%	1.7%	4.0%	5.8%	1.0%	9.2%
人件費	53.6%	58.7%	55.5%	53.1%	57.5%	52.5%
委託費	9.9%	11.4%	11.7%	10.9%	11.6%	9.2%
減価償却費	7.0%	4.8%	6.8%	6.1%	7.1%	7.2%
減価償却前利益率	14.3%	6.5%	10.8%	11.9%	8.1%	16.4%

全老健による19年度決算に基づく実態調査

	全体	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
回答数	951	24	106	38	98	685
平均定床数	91.8	108.6	91.8	84.2	96.9	91.8
経常損益	5.0%	1.9%	4.7%	2.4%	2.4%	5.7%
人件費	54.0%	54.7%	51.8%	56.4%	54.6%	53.9%
委託費	8.2%	11.7%	9.1%	7.0%	9.0%	6.5%
減価償却費	6.5%	5.9%	6.4%	7.0%	5.9%	6.5%
減価償却前利益率	11.5%	7.8%	11.1%	9.4%	8.3%	12.2%

参考資料3

全国老人保健施設協会の概要

全老健の正会員数の状況 (H21.3.31現在)

開設施設数	正会員施設数	協会加入率	正会員施設 入所定員数	正会員施設の 平均定床数
3,569	3,331	93.3%	304,876	91.5床

正会員施設の開設主体状況

開設主体	施設数	構成比
任意法人	2,410	73.3%
社会福祉法人	521	15.6%
都道府県・市町村	136	4.1%
その他(済生会・厚生連・共済組合・財団法人など)	234	7.0%
合計	3,331	100%

正会員施設の設置形態の状況

設置形態	施設数	構成比
独立型	1,619	48.6%
病院併設型	1,069	32.1%
診療所併設型	439	13.2%
老人福祉施設併設型	121	3.6%
その他	83	2.5%
合計	3,331	100.0%

入所定員規模別状況

49人以下	2.0%	50~99人	45.8%
100~149人	46.8%	150~199人	5.0%
200人~	0.4%	平均入所定員数	91.5人

参考資料4

17年、18年度介護報酬改定で根拠とされたデータ

平成17年3月「介護事業経営実態調査」(厚労省) N=586
 入所事業損益 12.3% 減価償却前利益率 19.3%

平成17年度決算に基づく全老健の「経営実態調査」 N=900
 入所事業損益 5.8% 減価償却前利益率 13.2%

今回21年度介護報酬改定で示されたデータ

平成20年3月「介護事業経営実態調査」(厚労省) N=208
 入所事業損益 7.3% 減価償却前利益率 14.3%

平成19年度決算に基づく全老健の「経営実態調査」 N=951
 入所事業損益 4.7% 減価償却前利益率 11.2%

参考資料5

■全老健が平成19年6月に実施した調査による借入金残高一覧

借入金と元金返済の状況について:

※決算月にかかわらず、各施設の会計年度に沿ってご記入されたデータ。

※各老健施設の入所サービスと、老健施設と一体的に行なう短期入所療養介護、通所リハビリ、訪問リハビリ各事業の合算。

		平成18年度		平成17年度		平成18年度	
		回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)
【全体】							
年度末	短期借入金	488	23,934	512	26,841	531	23,575
借入金残高	長期借入金	737	673,145	761	603,333	782	554,300
単年度の	短期借入金①				-2,907		3,266
元金返済額	長期借入金②				69,812		49,033
	①+②				66,905		52,299

		平成18年度		平成17年度		平成18年度	
		回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)
【医療法人】							
年度末	短期借入金	328	26,400	349	31,365	360	25,242
借入金残高	長期借入金	485	724,146	501	651,085	514	594,096
単年度の	短期借入金①				-4,965		6,123
元金返済額	長期借入金②				73,061		56,989
	①+②				68,096		63,112

■全老健が平成19年6月に実施した調査による借入金残高一覧（その2）

		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)
【社会福祉法人】							
年度末	短期借入金	108	12,728	110	11,113	117	15,912
借入金残高	長期借入金	176	528,397	181	505,323	186	467,705
単年度の	短期借入金①				1,615		-4,799
元金返済額	長期借入金②				23,074		37,618
	①+②				24,689		32,819

		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)
【公益法人等】							
年度末	短期借入金	21	48,380	21	43,842	21	44,859
借入金残高	長期借入金	22	318,828	22	294,943	22	291,246
単年度の	短期借入金①				4,538		-1,017
元金返済額	長期借入金②				23,685		3,697
	①+②				28,223		2,680

		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
		回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)	回答数	平均 (千円)
【その他】							
年度末	短期借入金	29	19,098	30	18,446	31	17,016
借入金残高	長期借入金	51	852,702	54	624,826	57	588,501
単年度の	短期借入金①				-348		1,430
元金返済額	長期借入金②				227,876		36,325
	①+②				227,528		37,755

介護職員処遇改善交付金に対する考え方

介護老人保健施設は、多職種協働のサービス提供事業所であり、また、医療法人立が73.6%を占めている。他職種との給与のバランスの確保や法人内の移動に伴う整合性を図る必要がある。

限定的に介護職にのみ「交付金」を支給するという国の施策に対応するためには、「介護職手当」という介護職に限定した項目を設定することで、ある程度の整合性の確保が可能ではあるが、そのためには給与規定等の見直しを伴うこととなる。

一方で、時間外単価の算定に当たっては、労働基準法により「家族手当」「通勤手当」「別居手当」「子女教育手当」「住宅手当」「臨時に支払われる賃金」「1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金」以外は割増賃金の算定基礎に含まれるとされている。「介護職手当」を設定しても、「介護職手当」は除外賃金に該当せず、時間外単価の算定基礎に算入する賃金となる。

「交付金」が賃金として増額されれば、時間外労働の1時間当たりの単価の上昇と、給与総額の増額に応じた社会保険料等の事業主負担の増大を招くものである。

「交付金」を基本給に上乗せするとしても、賞与、退職金に連動した賃金規定等が定められていれば、月額給与関連だけの増額にとどまらないものである。

第2回社会保障審議会介護給付費分科会調査実施委員会

ヒアリング資料

平成21年5月18日

特定非営利活動法人
全国認知症グループホーム協会

介護従業者処遇状況等調査についての意見

介護報酬改定は全体で3%アップの改定率とされたが、全てのサービス事業者にとって3%アップにはなっていない。

この度の介護従業者処遇改善等調査は、今回の介護報酬改定が、経営状況に与えた影響をサービス事業者ごとに検証しなければ、介護従事者の処遇改善の対応を検証することは難しいのではないかと考える。

単に介護従事者の処遇改善の対応状況を調査し、介護報酬改定が処遇改善に与えた影響を評価するのではなく、各事業所の経営状態に応じた処遇改善の対応にかかる理由を検証する為の調査が必要と考える。

以下、介護従業者処遇改善等調査について意見を述べる。

1. 介護報酬改定においては地域区分の影響も大きい。また、法人種別ごとに税制、会計区分等の違いがあり、調査はサービス種別、法人種別、地域区分を明確にし、介護従事者に対する処遇に関しての対応に、具体的な理由の記載が必要である。
2. 介護報酬改定に伴い、加算取得の為の新規採用、人事異動が行われる可能性があり、全体の人件費の増減状況変化を考慮する必要がある。
1 か月給与のみの比較では全体が見えなく、年収比較を行う必要がある。
3. 給与比較だけで行うのではなく、介護従事者処遇全体で調査する必要がある。
今回の介護報酬改定で導入した、有資格者比率・常勤率・勤続年数及び利用者一人に対する職員割合で比較するべき。また、介護報酬改定前後のみではなく、今までの職員の加配・資格取得・キャリアパス・定着化・給与水準等に努力してきたことと関連付けて、調査すべき。
4. 認知症グループホームに関しては、今回の介護報酬改定に伴う地域区分の見直し
のみに着眼すると、認知症グループホーム事業所全体の15%以上の事業所が減収となる。
減収を加算取得で補いきれない事業所や、消防法施行令等の施行に伴い、今年度より設備投資（スプリンクラー等の防火設備）が必要となっている事業所など、
処遇改善の対応にかかる要因をしっかりと調査する必要がある。

参考

特定非営利活動法人 全国認知症グループホーム協会 概要

1. 協会の沿革と概要

当協会は「住みなれた町にグループホームを～その人らしく最後まで～」を合言葉に、全国痴呆性高齢者グループホーム連絡協議会を平成10年5月に結成し、それ以来全国各地に1つでも多くのグループホームが設立されること、量的拡大と同時にサービスの質を保証し向上を図ること、そのための運営の安定を確保するために会員相互の力を結集しながら、様々な活動を積み重ねてまいりました。

平成12年4月に介護保険制度がスタートし、現在、全国各地のグループホームは、介護サービスの一翼を担うまでに成長を続けてきております。

全国GH協会はさらなる事業の拡大や強化、充実を図ると同時に組織としての信頼度を高めるため、平成12年10月にNPO法人格（特定非営利活動法人）を取得し、名称も全国痴呆性高齢者グループホーム協会と改め、平成16年12月に「痴呆」から「認知症」への用語の変更を受けて、平成17年10月、「全国認知症グループホーム協会」に改称いたしまして、現在に至っております。

2. 組織構成（平成21年3月末現在）

会員数： 正会員：1699法人
 準会員：195（団体・個人）
 一般会員：20（団体・個人）
役員： 理事：17名 監事：3名

3. 事業内容

- ・グループホームにおけるケアサービスを向上させるための調査と研究
- ・グループホーム設立および運営に関する支援
- ・グループホーム職員に対する各種研修
- ・グループホームの全国的ネットワークづくりと情報収集およびその提供
- ・グループホーム事業に対する理解を深め、協力を得る啓発・広報活動
- ・行政その他関係機関との連携、連絡、調整に関する事業
- ・機関誌および出版物の発行 他